

鹿沼市事後審査型条件付き一般競争入札実施基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の5の2の規定に基づき、事後審査型条件付き一般競争入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 事後審査型条件付き一般競争入札は、次に掲げる建設工事に係る契約について行う。

- (1) 予定価格が500万円（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）以上の建設工事
- (2) 前項に掲げるもののほか、市長が事後審査型条件付き一般競争入札により実施することが適当と認めた建設工事

(対象者の範囲)

第3条 対象工事等の業種及び予定価格による対象者の範囲は、鹿沼市建設工事請負業者選定要綱第3条に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する契約の対象者の範囲は、別に定めることができる。

- (1) 鹿沼市建設工事共同企業体取扱要領により特定建設工事共同企業体を結成して行う契約
- (2) 対象工事等の金額、内容及び入札に参加することができる者の数（以下「入札参加可能者数」という。）等の状況により市長が必要と認める契約

(入札参加可能者数)

第4条 事後審査型条件付き一般競争入札は、入札参加可能者数が次に掲げる予定価格ごとに定める数以上である場合に行うものとする。

予 定 価 格		入札参加可能者数	
		土木工事一式	土木工事一式以外
500万円以上	3,000万円未満	8者以上	5者以上
3,000万円以上	9,000万円未満	10者以上	7者以上
9,000万円以上		12者以上	10者以上

2 入札参加可能者数が前項に掲げる数に満たないときは、前条第1項の規定にかかわらず、格付（ランク）を拡大し必要な入札参加可能者数を確保するものとする。

ただし、予定価格が3,000万円以上、かつ市内の入札参加可能者数が前項に定める金額区分の直近下位の区分に掲げる数を下回る場合に限るものとする。

3 前二項の定めにより得られる入札参加可能者数が著しく少数又は多数となる場合は、対象者の範囲の地域区分を拡大又は縮小することができる。

附 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。